

件名	療育手帳の交付について
受付日	令和4年5月6日
ご意見・ご提案の概要	<p>療育手帳の交付決定から受け取りまでに日数がかかり、利用できたはずの支援やサービスが使えなかった。</p> <p>交付決定から受け取りまでにかかる日数を短くすることはできないのか。また、交付が決定された時点で、手帳に代わる証明書のようなものを作成できないか。</p>
県の考え方	<p>療育手帳の交付は市町村が窓口となっておりますが、今回、交付決定から交付までに日数が掛かった理由について、お住まいの市町村から、他の福祉制度との情報共有に時間を要したためであるとの説明を受けております。</p> <p>しかし、この情報共有は、療育手帳の現物によらなければできないものではないため、当該市町村に対し、今後は速やかに交付していただくよう依頼しました。</p> <p>このほかにも、市町村が窓口となる福祉サービスについては、その事務処理が適切に行われるよう、市町村向けの説明会や個別指導を通じて周知等を行ってまいります。</p>
担当課	健康福祉部 障害福祉課